

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年3月29日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別表第3中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。